

7 東彼告示第 17 号

東彼杵町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

東彼杵町地域おこし協力隊設置要綱（令和３年告示第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる要綱の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第１章 総則（第１条―第５条） 第２章 任用型地域おこし協力隊員（第６条―第１１条） 第３章 委託型地域おこし協力隊員（第１２条―第１５条） <u>第４章 企業雇用型地域おこし協力隊員（第１６条―第１８条）</u> <u>第５章 補則（第１９条）</u> 附則 （定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２） （略） <u>（３） 企業雇用型地域おこし協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町と業務委託契約を締結する法人又は団体が雇用する者のうち、町長が委嘱する地域おこし協力隊員をいう。</u> （地域おこし協力隊員の要件） 第３条 地域おこし協力隊員は、次の各号の要件を全て満たす者を対象とする。 （１） 生活の拠点を、<u>３大都市圏をはじめとする都市地域等</u>から東彼杵町内に移し、住民票を異動させる者	目次 第１章 総則（第１条―第５条） 第２章 任用型地域おこし協力隊員（第６条―第１１条） 第３章 委託型地域おこし協力隊員（第１２条―第１５条） 〔新設〕 <u>第４章 補則（第１６条）</u> 附則 （定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２） （略） 〔新設〕 （地域おこし協力隊員の要件） 第３条 地域おこし協力隊員は、次の各号の要件を全て満たす者を対象とする。 （１） 生活の拠点を、<u>次に掲げる</u>都市地域__から東彼杵町内に移し、住民票を異動させる者

ア及びイ 削除

(2) ～ (4) (略)

第4章 企業雇用型地域おこし協力隊員

(業務の委託)

第16条 町は企業雇用型地域おこし協力隊員（以下、雇用型隊員という）の活動を適切に管理することができると認められる法人又は団体（以下、受入団体等という）に雇用型隊員の活動管理を委託することができる。

2 町長は、前項の規定による委託を行う場合は、受入団体等との間に業務委託契約を締結するものとする。

(任期)

第17条 雇用型隊員の任用期間は1年以内とし、当該年度を越えないものとする。ただし、初年度は委嘱状交付の日から当該年度末までとする。

2 隊員は、最長3年間まで再任することができるものとする。

3 特別の事由があるときは、任用期間中であっても解任することができるものとする。

(委託料)

第18条 雇用型隊員の活動に対する報酬又は活動に必要な経費は、雇

ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域

イ 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域以外の都市地域

(2) ～ (4) (略)

[新設]

<u>用型隊員を雇用する受入団体等が負担するものとし、町は第16条第2項の規定により締結する業務委託契約に基づき当該受入団体等に対し予算の範囲内で委託料を支払うものとする。</u> 第5章 補則 (その他) <u>第19条</u> (略)	第4章 補則 (その他) <u>第16条</u> (略)
---	---